

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	仁淀川町

第6次仁淀川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 仁淀川町役場 農林課
所在地 高知県吾川郡仁淀川町大崎200番地
電話番号 0889-35-1083
FAX番号 0889-35-0571
メールアドレス nourin@town.niyodogawa.lg.jp

(2) 被害の傾向

・イノシシ

町内全域で通年発生しており、特に野菜、果樹、いも類の食害が多い。また、民家の近くでも出没するようになり、石垣を崩すなど人的被害の発生する危険性も高くなっている。

・サル

町内全域で通年発生しており、目撃情報も多く、単独・群れで出没し、被害地区が増大している。特に果樹や野菜の食害が多い。

・カラス類、ハト類、サギ類、カワウ

鳥類による被害は標高のある一部の地域で発生しており、6月から9月にかけて夏野菜の食害が多い。

・ノウサギ、ハクビシン

町内全域で通年発生しており、野菜の食害が多い。

・タヌキ、アナグマ、キツネ

町内全域で通年発生しており、特にタヌキは目撃情報・捕獲頭数も多く野菜や果樹の食害が多い。

・シカ

町内全域で発生しており、杉・桧の食害が出ている。また、近年では目撃情報も多く、町内での捕獲頭数が増加している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
被害面積(ha)	4.98	3.49
被害金額(万円)	154.1	107.9

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	各地域の鳥獣保護管理員、猟友会と連携を図りながら、有害鳥獣捕獲に取り組む。
	サル	
	カラス類、ハト類、サギ類 カワウ	
	ノウサギ、ハクビシン	
	タヌキ、アナグマ、キツネ	
	シカ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 個体数が増加しており、農作物への被害や人的被害の危険性が高くなっている為、令和4～令和7年度の平均値を参考とし、令和8年度から260頭とする。 (捕獲頭数：令和4年度310頭、5年度172頭、6年度463頭、7年度70頭見込み)</p>
<p>○サル 個体数が増加しており、農作物への被害や人的被害の危険性が高くなっている為、令和4～令和7年度の平均値を参考とし、令和8年度から45頭とする。 (捕獲頭数：令和4年度50頭、5年度23頭、6年度76頭、7年度30頭見込)</p>
<p>○カラス類、ハト類、サギ類、カワウ 令和4～令和7年度の平均値を参考とし、令和8年度から55羽とする。 (捕獲頭数：令和4年度75羽、5年度70羽、6年度55羽、7年度10羽見込)</p>
<p>○ノウサギ、ハクビシン 個体数が増加しており、農作物への被害が深刻な為、令和4～令和7年度の平均値を参考とし、令和8年度から140頭とする。 (捕獲頭数：令和4年度125頭、5年度92頭、6年度246頭、7年度70頭見込)</p>
<p>○タヌキ、アナグマ、キツネ 個体数が増加しており、農作物への被害が深刻な為、令和4～令和7年度の平均値を参考とし、令和8年度から270頭とする。 (捕獲頭数：令和4年度506頭、5年度152頭、6年度373頭、7年度35頭見込)</p>
<p>○シカ 植林被害拡大により、捕獲平均値を参考とし令和8年度より70頭とする。 (捕獲頭数：令和4年度53頭、5年度66頭、6年度106頭、7年度30頭見込)</p>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、サル、シカ	耕作放棄地を増加させないよう移住者等による管理を進める。
令和9年度	イノシシ、サル、シカ	耕作放棄地を増加させないよう移住者等による管理を進める。
令和10年度	イノシシ、サル、シカ	耕作放棄地を増加させないよう移住者等による管理を進める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
仁淀川町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
佐川警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	仁淀川町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
猟友会	有害鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
農業協同組合	地域巡回・被害等の情報提供
森林組合	地域巡回・被害等の情報提供
仁淀川町	事務局担当：協議会に関する連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
該当なし	該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成24年9月13日設立
任期：1年間
構成：隊長1名及び地区隊長4名を置く
規模：池川地区隊42名 大崎地区隊25名 名野川地区隊25名 長者地区隊45名 合計137名（令和7年度）
実施隊が行う被害防止施策： 集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発等
事務局：仁淀川町役場 農林課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害が大きい有害鳥獣並びに地区ごとに一斉捕獲計画を策定して、効果的な被害軽減を目指す。
